

社会福祉法人道友会 役員等報酬・旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道友会の役員及び評議員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第2章 報酬

(役員への報酬)

第3条 役員への報酬は、無償とする。

第3章 交通費及び旅費

(交通費)

第4条 八戸市在住の役員及び評議員が、八戸市内で開催される理事会及び評議員会に出席するための交通費として、下記のとおり支給することができる。

出発地	参加一回あたり
八戸市及び隣接市町村	3,000円
上記以外	公共交通機関実費
※宿泊を伴う場合	※日当・宿泊費は 職員「旅費規程」の 区分・施設長・甲地を適用

ただし、施設長等施設の職員である役員等については、本規定を適用しない。

また、同日開催の理事会、評議員会両方に出席の場合、支給は理事会の出席のみとする。

(旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

内訳	基準
鉄道料金等	職員「旅費規程」別表 1～3 に準じて支給
日当・宿泊費	職員「旅費規程」別表 4 の区分・施設長を適用する

第4章 その他

(本規程の改定)

第6条 この規程の改廃は評議員会において定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用